

徳島県剣道連盟 専門委員会及び専門部会規則

(目的)

第1条 この規則は、徳島県剣道連盟（以下連盟という。）の会則第15条の規定に基づき、専門委員会及び専門部会の組織、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員会及び専門部会の設置)

第2条 連盟に専門委員会として次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会（委員会内に「徳島の剣道編集委員会」及び「徳島の剣道史編集委員会」の小委員会を置く）
- (3) 綱紀委員会
- (4) 医・科学委員会
- (5) 強化委員会
- (6) 審査委員会（委員会内に「審査員選考委員会」を置く）
- (7) 表彰委員会

2 連盟剣道部会に専門部会として次の部会を置く。

- (1) 事業部
- (2) 強化部
- (3) 試合・審判部
- (4) 審査部
- (5) 少年部
- (6) 女子部
- (7) 中学校専門部
- (8) 高等学校専門部
- (9) 大学専門部
- (10) 高齢剣専門部

(任務及び構成員)

第3条 専門委員会及び専門部会の任務、構成員は別に定める。

(委員及び部会員の任期等)

第4条 委員及び部会員は、連盟理事その他の者から連盟の会長が選任し、理事会の決議によって委嘱する。

2 委員及び部会員の任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度の最終総会の時までとする。ただし、任期満了までに退任した委員及び部会員の補充として選任された委員及び部会員の任期は、退任した委員及び部会員の任期満了時までとする。

3 委員及び部会員は、任期満了においても、後任の委員及び部会員が就任するまでの間、なお委員及び部会員として職務を行うものとする。なお再任は妨げない。

4 会長は、委員及び部会員の中から専門委員長又は専門部長を1名選出するものとする。

(運 営)

第5条 専門委員長及び専門部長は、理事長と協議の上、必要に応じて専門委員会又は専門部会を招集することができる。

2 連盟の会長等役員は、専門委員会及び専門部会に適宜出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。

(小委員会)

第6条 専門委員会に別に定めるところにより小委員会を置く。

2 小委員会は、専門委員会の担当事項のうち特定の事項に関する任務を遂行し、当該専門委員会にこれを報告するものとする。

3 第4条の規定は、小委員会の委員の任期等について準用する。

附 則

1 この規則は令和5年4月9日から施行する。